シンポジウム講演録

# 花岡から考える中国人強制連行

田中宏 林伯耀 中島光孝

日本文化学部では、歴史に埋もれさせてはならない事実に目を向け、社会にかき消されてはならない声に耳を傾ける企画として、2022 年度より、『ポリフォニー的世界への窓』を開催している(人間の尊厳と平和のための人文社会研究所・地域連携センターとの共催)。半期に一度のペースで、前期には第一回「花岡から考える中国人強制連行」(6/15 開催)として、第二回は「朝鮮学校と日本社会」(11/23 開催)と題して、それぞれ3名の方にご報告いただいた。以下に掲載されているものは、それをテープに起こし、報告者によって加筆訂正し、原稿化したものである。

専門家と当事者、当事者の傍らで現場にいた方、そうした人々の、想いの一端にでも触れることができる文章として、ここに記録しておきたい。

(日本文化学部長 樋口浩造)

# 田中宏 「"雪男"発見から、李鉄垂老人の法廷証言までのこと」

1、北海道にも「雪男」出現?

初めまして、田中です。レジュメに則って話したいと思います。随分年寄りで、今年85歳なんです。大学生のときに強制連行と直接結びつくことを経験した世代です。「北海道にも「雪男」出現?」から始めます。

私が高校三年生の時、1954 年 12 月、鳩山一郎首相になる。その前は吉田茂がやっていたが、鳩山が出てきたら、中国並びにソ連と国交を回復する用意があると爆弾発言をしました。そうすると、東京外語を受けようとしたんですけども、中国科の倍率がバーンと跳ね上がるんですね。それで多分落ちたんだと思うんですけれど、一浪して大学に入った。学生時代に、北海道に「雪男」が出てきた、当時、ヒマラヤに雪男が見つかったとかっていうニュースがあって、日本にも雪男が出てきたという話になったと記憶してます。

実は、それが、ほかでもない劉連仁さんという中国人で、戦時中に日本に強制連行されて、北海道の炭鉱で働かされていたんだけれど、途中で脱走し転々として、発見されたのが 1958 年 2 月ですから真冬ですね。脱走したのは 45 年 6 月ですから 13 年間、この間どうしてたんだろうと思うけど、冬は寒い北海道で 13 年間あちこち転々として、見つかった時は洞穴の中に隠れていた。雪に穴が開いていて物音がしてることで見つかったと言われています。その人は強制連行された人だというのが後でわかってくる。大学では中国語をやってたんだけど、戦時中に中国から日本に強制連行して強制労働に付していたことなど、およそ学んだ記憶が私にはないですね。あまり勉強してない学生でしたけども、とてもショックでした。『穴にかくれて 14 年』(新読書社1959) は、劉連仁さんが中国帰国後、山東省の新聞のインタビュー記事をまとめて日本で翻訳・出版したもので、学生時代にむさぼり読んだ。

それから、「戦時下における中国人強制連行の記録」が、『世界』1960年5月に載った。大きな企画で46ページにわたる詳細な問題点とか経過とか資料とかでした。後で触れますけれども、「外務省報告書」が手に入っていて、それを使って書いています。 劉連仁さんが見つかった時の首相が、岸信介。「のぶすけ」って読むのか「しんすけ」って読むのか知らないけども。安倍晋三の祖父にあたる人です。この人は、強制連行を決めた戦時中の商工大臣。今だと経産省になるのかな。彼が商工大臣として強制連行の閣議決定を所管していた。皮肉なものですね。当初は入管当局が劉連仁さんを密

を決めた戦時中の商工大臣。今だと経産省になるのかな。彼が商工大臣として強制連行の閣議決定を所管していた。皮肉なものですね。当初は入管当局が劉連仁さんを密入国で調べようとするが、「私のことは、今の首相が一番よく知っている」という爆弾発言を劉連仁さんがしたのが話題になりました。そんなことで、中国人強制連行の問題と私との出会いを冒頭で言っておきます。

### 2、「外務省報告書」を作らざるを得なかった日本政府

次に、さっき言った「外務省報告書」が、どういう形でできたかをレジュメに書いておきました。敗戦国日本の出先機関、実際には上海総領事館です。日本に連行された中国人の消息を中国側は求めるわけです。日本は戦争に負けてますから、日本人の引き揚げ一つにしても、中国側の協力を得ないと船一つ動かすことができないわけです。交渉の現場にいる総領事館の人は、「中国側から日本に連れて行った中国人は、どうなってるんだ」と問われるわけですが、出先は何もわかんないんです。それで矢のように電報打ってるんです、外務本省に。こういうこと訊かれるけど、どうなってるのか説明できないと困るわけです。そういう経過もあって、とにかく調べなきゃだめだということになるわけです。「華人労務者につき…精密に調査し、近く来朝が予想せらる」一日本に来ることが予想される戦勝国である「中国側調査団」、「への説明に備える目的を以て」調査をする(1946 年 1 月 26 日付、調査を決めた外務省起案文書より)。この外務省決済文書が押収されてアメリカに持ち帰られていて、それを我々が発見して、どういう人が調査員だったとか、色々なことがわかる。私の出版物の一つに『中国人強制連行資料―外務省報告書全五分冊ほか』(松沢哲成と共編、現代書館 1995)を紹介してくださいましたが、これなんです。

次に押さえておきたいのは、「外務省報告書」がその後無くなるというか、外務省は無いと言い出します。「調書がございますと」―調書は外務省報告書のこと―「戦犯問題の資料に使われ、迷惑をかけるのではないかということから全部焼却致したそうです」(1960年5月3日、衆院日米安保条約特別委・伊関佑二郎アジア局長答弁)。5月3日は憲法記念日で休日ですが、日米安保条約の審議を休日返上でやったんですね。アジア局長が、「昔作ったようだが、あると具合悪いから全部焼いたから、役所には無い」と答えています。先ほどの『世界』60年5月号は、その「外務省報告書」を使って、詳しいことを書いたんですね。この頃は「外務省報告書」がどこかにあって、利用できたんですね。しかし、政府は一貫して今は無いとシラを切ってきたわけです。「外務省報告書」はこんな経緯で出来て、政府が途中から、全部焼いちゃって今はありません、とシラを切るようになっていた。

3、花岡事件、二つの裁判:日本の刑事裁判と国際的な戦犯裁判

次に行きましょう。中国人の強制連行では、約4万人の中国人を、日本の135の「事 業所」で強制労働に付したと資料にあります。これらは「外務省報告書」に全部出て くる。どこの事業所で、何人を使役したか、うち死者は何人とか全部わかります。中 国人強制連行問題を考える時の基礎資料といえます。今日のテーマである花岡は、秋 田県の北部一今は大館市になっています。「花岡事件」は重要な大きな事件です。レジ ュメに書いてある通り、135 ある全国の事業所の一つです、花岡は。そこには 986 人 の中国人が連れて来られて、鹿島組一今ではゼネコンですね―そこの土木工事を鹿島 組が請け負い中国人を働かせていた。ところが 1945 年 6 月 30 日、後から見ると、戦 争が終わる少し前ですね。そこで酷使されていた中国人が、侮蔑、虐待などの中、こ のままではと尊厳をかけて、綿密に計画されたようで、一斉蜂起したんです。日本人 の監督(当時、「補導員」1という名前を資料は使っている)、それをぶっ殺すという事 件が起きるんです。その後、中国人は全員捕まってしまいます。中国人に聞くと、ち ょっと行くと海に出て、そこから中国に帰れるんじゃないかと思ったという話もある んです。中国人の中心的なメンバーは、日本側の官憲に逮捕され拷問されます。そし て殺人罪に問われ、一番重い人は無期懲役、求刑は死刑です。秋田刑務所に収監され ますが、そうこうしているうちに、日本が「ポツダム宣言」を受諾して戦争に負けて しまいます。

そのポツダム宣言には、「吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては、厳重なる処罰を加えるべし」とあります。要するに、戦争犯罪人はきちっと処罰すると謳われているわけですから、当然、戦争犯罪が追及されることになります。東条英機が死刑になるのもその一つですね。秋田にも米軍の進駐があります。子どものころ、私は、岡山にいたんですが、ジープに乗ったアメリカ兵が入ってきたのを覚えています。当時「進駐軍」っていうんですね、実際は「占領軍」なんですけど。花岡で起きた事件で中国人が13人だったかな、刑務所に繋がれている。進駐軍が現場に行ってみると、色々散乱している実態を見つける。早速、これは捕虜虐待ではないかというので、戦争犯罪で裁かれることになるんですね。先ほどは日本側が殺人罪で裁いたんだけれども、あまり時間が経たない内に、世の中ひっくり返って、中国人は全員釈放されます。そして東京・中野刑務所に送られるが、名前は刑務所ですが、日本人が中国人に復讐することが心配されるので、身の安全を守るために、中野刑務所で生活できるようにしたようです。

日本でのBC級戦犯裁判は横浜地裁が使われます(東条英機などの「A級」は東京・市谷で)。中国人は、中野から横浜に車で送られて、証人として自分たちが花岡の現場でどういう目にあったかを証言して、日本側の戦争犯罪(俘虜虐待)が、アメリカによって裁かれたわけです。日本各地におけるBC級戦争犯罪は、すべて横浜で裁かれますが、中国人強制連行関係は、花岡のほかに大阪の一件だけです。白人俘虜の虐待については、数多くの事件が立件され、多くが捕虜虐待の戦争犯罪で有罪判決を受けています。花岡は、1948年3月1日に判決が出されて、絞首刑が三人。鹿島の現場監督一要するに中国人を監督していた「補導員」です。花岡事業所の所長の河野正敏は

<sup>1</sup> 蜂起により殺害された補導員(鹿島の現場職員)は、小畑、猪股、長崎、檜森。

終身刑、そして地元の警察官も裁かれ、禁錮20年でした2。

判決が出た48年は、とても重要な年になります。例えば、朝鮮半島の南北に国ができる、大韓民国ができたのが48年の8月15日、朝鮮民主主義人民共和国が出来たのが9月9日です。東西冷戦、米ソ対立が激しくなります。48年11月、東条以下のA級戦犯の判決が下され、うち7名が絞首刑の判決ですね。Death by hangingです。48年12月23日、東条以下A級戦犯7名の絞首刑が執行されます。その日は、時の皇太子の誕生日です。今は上皇になっている平成天皇の誕生日です。ついでに言うと、A級戦犯を起訴したのは、昭和天皇の誕生日(1946年4月29日)です。当初は、日本の軍国主義にそれなりのダメージを与えるのが占領目的だったようです。どうも48年は「曲がり角」の年ようです。A級戦犯が一25人だったかな一裁かれ、12月23日に7人の死刑が執行されたら、翌日、岸信介ら第二次A級戦犯として裁くために身柄を拘束していたんですが、全部釈放してしまいます。戦犯追及はもうやらないことになります。状況が大きく変わります。

BC 級戦犯裁判を進めるために、何人かの中国人は日本残留を命じられますが、判決が3月1日に出ると早々に中国に帰ります。その時の李克金さんの「身分証明書」が残っています。連合国軍最高司令部司法部中国課、課長童維□(□は判読不明)が、1948年3月1日付で発行しています。それは、英語と中国語で書かれています。例の「労務者か俘虜か」の問題に関係してきます。英語は"Chinese Prisoner of war" (POW)、英文の「捕虜」と記載され、中文は「戦俘」が使われています。中国人が「捕虜」として扱われた証拠です、連合国の方は。ところが日本の方は、「労務者」ですから、ここで大きなズレがあります。

このズレをさらに補っておくと、レジュメの「中国侵略に「宣戦布告」なし(事変)」のところです。日清戦争は日清「戦争」っていうのに、一方で満州「事変」と言う。ここには、とても重大な違いがあるんです。戦前の「大日本帝国」は、天皇が国家主権を有しています。「大日本帝国は、万世一系の天皇、これを統治す」が明治憲法第一条です。国家主権は天皇が持ってますから、対外的な戦争をする時は、「開戦の詔勅」を発表するんです、ようするに宣戦布告です。ところが満州事変の時は、それをやってないんです。これはとても意味があるんですね。ロシアはウクライナを攻めたけど「特別軍事行動」とか言うんですね。やはり戦争でないっていう建前です。報道では「侵攻」って言ったり、時々「戦争」って言ったりするようですね。

「事変」とはどういうことか。東京裁判の判決の一部を紹介しておきます。「日本の歴代内閣は、中国における敵対行為が戦争であることを拒んだ。彼らは執拗にこれを「事変」と呼んだ。それを口実に、戦争法規はこの敵対行為には適用されない、と軍当局は主張した」(『東京裁判判決』毎日新聞社 1949)と認定しています。具体的な一つとして、1937 年 7 月の盧溝橋事件―戦前は「支那事変」だったかな―についてみますと、「1938 年、中国との戦争は公には"事変"として知られていますので、中国人の捕

- 99 -

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 河野正敏所長、終身刑。絞首刑は、伊勢知得・中山寮代理所長、清水政夫・補導員、福田金五郎・補導員の3名。ほかに地元警察2名は禁固20年。のちに減刑され刑死なし。

らえられた者は俘虜として取り扱われないことが決定されました」(陸軍省軍務局長武藤章 (A級戦犯として絞首刑に)の証言、同法廷 1947 年 8 月 8 日)。これが陸軍省の軍務局長の東京裁判における証言です。中国とは「戦争」やってない、「事変」だから、捕まえた者は俘虜じゃないと。これがさっきの判決の中にあった、戦争じゃなくて事変だから戦争法規は関係ないとシラを切ったわけです。ちなみに、BC級裁判の判決後、李克金さんが帰国する時に渡された「身分証明書」は、秋田・大館の「花岡平和記念館」に行かれると現物が展示してあります。

### 4、日本、占領解かれ主権回復、邦人の帰国と中国人の遺骨送還

次に行きましょう。戦後日本は約7年間、占領軍の下に置かれますが、1952年4月28日―今年はちょうど70周年です、対日講和条約が発効し占領を解かれて、日本は主権を回復します。ところが講和条約とセットの「日米安保条約」も発効します。普通だと主権を回復したら、その国土に外国軍の基地はありえない、独立国なんだから。それを、米国が好き勝手に基地が使えるのは、日米安保条約がそれを謳っているからです。もう一つ重要なのは、平和条約は戦争の後始末として結ぶ条約ですが、その講和会議に中国を代表する何処も(北京も台北も)招請されませんでした。朝鮮半島も、南北どちらの政府も呼ばれていません。そうした「欠陥」のある条約によって、日本は独立を回復したわけです。4月28日には外交権を得ますから、諸外国と条約を結ぶことが出来ます。最初にやったのが、同じ4月28日に台湾の中華民国と「日華平和条約」を締結したんです。サンフランシスコ講和会議に「中国」を呼んでませんから、「中国」との後始末ができない。それを台湾との間で結ぶんですね、もちろんアメリカの「差し金」です。その結果、中国大陸に建国された「中華人民共和国」を、日本は敵視する、無視するわけです。中国を代表するのは、台湾にある中華民国だとの道を、日本政府は選んだわけです。

その 52 年の暮れに、北京放送が重大な放送をするわけです(日本語の放送もある)。 中国大陸には沢山の日本人が残留したままです。兵士も民間人も、満州開拓では多く の日本人を東北に送っています。中国政府は、残留日本人が帰国を希望するのであれ ば、我々は人道的立場から必要な配慮をする用意があると、北京放送が発表するんで すね。日本では、中国大陸に残されたままの兵士とか民間人が沢山いて、日本の留守 家族は、首を長くして帰りを待っている訳です。外交関係がないから、何にもできな いんです。そこで北京放送を受けて、日本側では帰国三団体一日赤と日中友好協会と 平和委員会一この三団体が早速北京に飛んで、中国赤十字(中国では紅十字)との間 に「帰国援助の共同コミュニケ」に調印して、両国の赤十字間の協定で、日本人の引 き揚げが実現するようになるんです。

1953 年 3 月に第一船が京都・舞鶴港に入港します。船が着くたびに、息子の帰りを待つ「岸壁の母」という有名な歌謡曲も生まれます。そして、たくさんの日本人が引き揚げます。21 回に渡って 3 万 5 千人が日本に帰って来られたわけです。日本に強制連行されて一花岡の場合では 419 人が亡くなっており、986 人のほとんど半分です一亡くなった人の遺骨がそのままになっているという問題があります。現場によって色々でした。6830 人が日本で亡くなったとは「外務省報告書」のデータです。一部は

同郷の人が帰国のときに、遺骨を持って帰った人もいたようです。残った遺骨を中国にお送りしよう、日本人が国交なくても帰って来れるようになったんだから、そのお礼として逆に遺骨を送還しようじゃないか、ということで遺骨送還の運動が、まったく民間の力で行われるようになります。最初の遺骨送還が1953年7月、53年3月に舞鶴に引き揚げの第一船が帰ってきますから、そのすぐ後です。神戸港から天津に向かって遺骨を送還しました(黒潮丸)。このときの遺骨のほとんどは花岡の遺骨だったと言われています。レジュメにあるように以降9次にわたって遺骨送還が行われる。後の林伯耀さんの報告の時に、遺骨送還の映像が紹介されるようです。送還に関連して補足すると、日本政府は、戦前の「閣議決定」も、戦後の「外務省報告書」も、すべて「華人労務者」を使っています。ところが遺骨送還を実施したのは、「中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会」です。東本願寺の大谷螢潤さんが委員長です。ここでは「俘虜」という言葉を使っています。中国側や遺骨を送る日本側の民間団体は、「俘虜」を使っています。「俘虜」か「労務者」か、という問題は、戦後も尾を引いています。

日中間に外交関係はありませんけども、日本に引揚者が帰ってくる、日本にある強制連行で亡くなった人の遺骨を日本側が中国に送り届ける、というコミュニケーションが生まれていました。そのシンボリックな出来事として、1954年10月、李徳全中国紅十字会会長の来日が実現しました。「初の中国要人・李徳全女史の来日」といわれました。中国からの一番位の高い人が日本に来たわけです。これは、赤十字間の「引き揚げ」と「遺骨送還」を受けてのものです。同女史の二回目の来日は、1957年12月で、この時初めて花岡の現地にも行ってらっしゃる。「花岡平和記念館」に行くと、その時の写真が展示してあります。

ところが、1958年5月に「長崎国旗事件」が起き、日中間の民間交流も大打撃を受けます。事件は、長崎のデパートで、中華人民共和国の切手の展覧会があり、会場に飾られていた中国の国旗「五星紅旗」を、右翼が引きずり下ろしたんです。外交関係がないから日本の方は単なる器物損壊と扱い、中国側はカンカンになって怒ったんです。それで、日中交流が完全にストップするという事態になります。

花岡では、57年の李徳全女史の来訪も大きく報道されます。その後も遺骨の発掘に努め、地元でいろんな努力が重ねられます。花岡では、毎年6月30日(花岡暴動の日)に市主催の「慰霊式」が行われます。コロナのため、ここ二年は地元だけで行われ、県外からの参加は叶いませんでしたが、今年は通常通り行われますので、私も参加予定です。大館市の十瀬野公園という公園墓地に、花矢町(1955年花岡町と矢立村が合併して発足、その後1967年に大館市に編入)、鹿島建設、同和鉱業の3者により、1963年11月「中国殉難烈士慰霊之碑」が建立され、その前で毎年の慰霊式が行われます。また、かつての「中山寮」(中国人の宿舎)が見下ろせるところには、地元の市民運動により、1966年5月、「日中不再戦友好碑」が出来ています。

その後、日中関係は、「ニクソン・ショック」で大きく変わります。皆さんも覚えている人もいると思うんですが、米大統領補佐官キッシンジャーがパキスタン経由で北京入りし周恩来と会談、72年5月までに米大統領訪中で一致した、と発表されたのが71年7月のこと。71年10月には、中華人民共和国が国連に復帰して、中華民国は国連から追い出されます。72年2月、ニクソン大統領の訪中が実現します。日本もこり

や大変だっていうことで、ちょっと遅れますけど、72年9月に田中角栄首相が北京に飛んで、周恩来首相との間で「日中共同声明」に調印。日中の国交正常化が実現し、 今年はそれから50年です。

5、1989年に「公開書簡」=昭和天皇の死・天安門事件・「ベルリンの壁」撤去 1989年は、とても重要な年になります。1月に昭和天皇の死があります。「昭和」は、 日本の「戦争」の時代と大きく重なります。「天安門事件」は中国現代史上の大きな事件といえましょう。そして「ベルリンの壁」の崩壊は、東西対立に終止符を打つ象徴 といえましょう。

その前の1985年は、戦後40年に当たります。かつて日本が同盟を組んで戦争をしたドイツ、一当時は西ドイツ(今は統一)のワイツゼッカー大統領(1920~2015)が、85年5月8日(ドイツ降伏の日)に、「過去に目を閉ざす者は、現在をも見ることが出来ない」との有名な記念演説を連邦議会で行い、世界から評価されます。

ところが、我が中曽根康弘首相(1918~2019)は、8月15日に東条英機が祀られている靖国神社に初めて「公式参拝」をして、大問題になるんですね。靖国神社に中曽根首相が公式参拝したその日(1985年8月15日)、南京の地に「南京大虐殺紀念館」がオープンし、東北のハルビンには「731部隊罪証陳列館」がオープンするんです。南京大虐殺紀念館の館名は、鄧小平が揮毫しています。

翌年8月、中曽根首相は参拝を見送ります。時の後藤田正晴官房長官(1914~2005)は、その理由について「談話」でこう述べています。「(靖国神社には) いわゆる A 級戦犯を合祀していること等もあって、…我が国の行為により多大の苦痛と損害を被った近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有する A 級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み…明 8 月 15 日には、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした」と。

「日本とドイツ」、「日本と中国」の間における歴史認識のギャップが、鮮明にうかびあがったといえます。ちなみに、中曽根首相とワイツゼッカー大統領は、ほとんど同年なんですね。1986年になると、「アジア太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ心に刻む会」という市民運動が生まれます。これはワイツゼッカー演説の中の文言を切り取って名前にしています。それだけ、日独の落差に日本の市民が衝撃を受けたといえましょう。日本の侵略によって被害を被ったアジアの人たちを日本に迎え、その肉声を聞く市民集会を各地で開く運動が広がりました。こうした背景のもと、花岡暴動の耿諄大隊長を花岡の地に迎えることになります。そして、毎年6月30日に行われる大館市主催の慰霊式に、耿諄さんが初めて参加することが実現したのです。帰国後、耿諄さんは、かつての仲間に日本での様子を話し、横の連携をとったようです。そして1989年12月、鹿島に対して「公開書簡」が北京から送られます。その三項目要求は、①公式な謝罪、②後世の教育に資する記念館の設置、③一人500万円の賠償支払い、です。これが戦後補償問題で、中国大陸からの「発信」第一号になるんです。

当面、三項目要求をどう実現するかで、新美隆弁護士3と私は、鹿島の法務部長と初

<sup>3</sup> 新美隆弁護士(1947~2006)、花岡事件訴訟の弁護団長。

歩的な交渉をしました。翌90年6月、大館での慰霊式に参加するために中国の当事者が来日するので、直接鹿島を訪ねたいので応接してほしいと提案しました。初の対面を受けての共同会見の席上「共同発表」を出すことを目指して、その前日、新美さんと私は鹿島本社で栗田法務部長と「文案」をめぐって夜まで交渉しました。7月5日の共同発表には、①中国人生存者及びその遺族に対して深甚なる謝罪の意を表明する、②「公開書簡」は、双方が話し合いによって解決すべき問題と認める。③今後、生存者遺族の代理人との間で協議を続け早期解決をめざす、とあります。

### 6、中国人強制連行、初の提訴、全体解決の道開く

しかし、鹿島は途中から怯んだのか、他の企業から文句が出たのか、よくわからな いが交渉不調、やむなく1995年6月、鹿島相手に東京地裁に裁判を起こすわけです。 第一号ですね、強制連行の裁判では。1997年12月、東京地裁はお粗末な門前払いの 敗訴判決でした。しかし高裁の裁判長は、骨のある人のようで、何とか解決できない かと考えたようで、途中で「和解」を提案します。中国人原告は 11 人ですが、名簿に ある986名全体の解決なら、和解協議に応じてもいいという。日本の裁判では、原告 だけしか判決の効果は及ばないので、新美さんは一工夫したわけです。然るべき機関 が受け皿になって信託方式を使えば 986 人の全体解決が可能になるとのこと。そこで 新美さんと私は北京に飛んで、中国紅十字会の秘書長に会い、経緯を説明のうえ、ぜ ひ受け皿になって欲しいと要請しました。でも、なかなか OK の返事が来ない。以前 から、歴史問題に理解があり、来日する花岡の人も良く訪ねていた土井たか子さんに 相談しました。中国・政治協商会議の李瑞環主席が来日し表敬訪問を受けた時に、花 岡の問題で、もし中国紅十字会が受諾してくれれば画期的な全体解決が実現するので、 ぜひ力を貸してほしいと、土井さんは李主席に話したんですね。しばらくしたら、紅 十字会が引き受けますという公文が届き、高裁に提出し、初めて986人の全体解決の 「枠組み」が成立しました。

新村(しんむら)正人裁判長は、2000年4月、5億円という金額を双方に提示します。中国の皆さんは、請求額の10分の1ですが、初の事例の誕生であり受け入れますと表明。ところが、鹿島がなかなか「うん」と言わないんです。北京に行った時に、中国外務省に経過報告に行きました。林伯耀さん、新美さんと一緒でした。受け皿も準備したのに、なぜ和解が成立しないのか、日本課長が怒り出しちゃってね、外務省が怒ってるって、言ってくださって結構ですよ、とまで言われました。また、土井さんのところへ報告に行きましたら、「後藤田さんと相談してみる」といわれ、後日、私が後藤田正晴事務所(政界は引退)に事情説明に伺いました。帰りしなに「石川六郎さんに連絡してみる」と言われました。石川さんは鹿島のトップです。しばらくして鹿島も受け入れると回答、2000年11月29日、ようやく和解が成立しました。ただ、土井さんも、後藤田さんも、石川さんも、すでに他界されています。

あと一つ言って終わりにしましょう。この花岡方式は、その後の「西松建設」とか「三菱マテリアル」との和解にも引き継がれています。東京高裁の和解を進めた新村

裁判長の認識を知るうえで、参考までに「所感」の一部を紹介します。「自主的折衝の 貴重な成果である「共同発表」に着目し、・・・戦争がもたらした被害の回復に向けた諸 外国の軌跡にも心を配り、・・・20世紀がその終焉を迎えるに当たり、・・・裁判所は、当 事者双方及び中国紅十字会の聡明にしてかつ未来を見据えた決断に対し、改めて深甚 なる敬意を表する」と。和解成立の時、法廷で読み上げたものです。2000年11月で すから20世紀がその終焉を迎える、になるわけです。また、「諸外国の軌跡にも心を 配り」というのは、ドイツが「記憶・責任・未来」という財団を作って、政府と企業 が折半でお金を出し、強制労働問題を解決するスキームが、少し前の2000年6月に発 足したことを指しています。新村裁判長は定年退官後、花岡の現地を単独で訪れてい ます。そして何年か忘れましたが、6月30日の大館市主催の慰霊式にも足を運び、中 国からの遺族にも会いました。私も、その時初めてお会いしました。現職の時には来 るわけにはいかないが、やはり感無量のものがあったのではないでしょうか。タイム キーパーの指示が目に入ったので、積み残しはありますが終わります。

### 林伯耀 「怒りと悲しみを受け止めて―受難者と共に歩んだ三十年」

大家下午好。皆さんこんにちは。ここにいるのはみんな日本国籍の人かな。そうでもない人もいる。留学生・外国人の仲間、いますか?手、挙げてください。あ、二人か…四人。でも圧倒的少数だね。それは当たり前なんです。たぶん今の方々は留学生?ね。中国から来てるんだ。すごいね。一世だね。僕は二世ですよ。つまり僕の父親と母親は、中国生まれで、日本に来て、そして私が生まれた。で、もうこんな年になって…。在日外国人の一人です。マイノリティ、樋口先生が仰ったね。マイノリティの一人です。マイノリティは日本では、外国人で言うならば…2%か。実習生なんかを含めて言うとだいたい2%ぐらい。だいたい300万人近くいますね、外国人。で、本当に定住しているだけとなると、その半分くらい。1%ぐらい。だから本当に少数ですね。外国人って何だろうってね。皆さん時々コンビニとか、あるいは料理店に行った時にね、出てくる人たち、それがだいたい中国人だったりベトナム人だったり。そういう形での出会いがあるんじゃないのか。

この外国人っていったい日本では法律的にどうなんだろう。実はね、何も保証され てないの。みなさん日本国憲法、これはもう中学校のときから勉強しておられると思 う。日本国憲法の十三条、日本国民は個人として尊重される4。じゃあ、日本国民でな い人はどうなのか。わかりません、知りません。で、二十五条、日本国民は健康的で 文化的な最低限度の生活をする権利を有すると、書いてある。私は日本国民ではない んですよ。今は戸籍がありますけど、以前は戸籍もなかったからね。だから最低の文 化的な生活を、つまり憲法で保障されていない。実は数年前に大分の私たちの同胞が ―もうかなりの年齢の方ですが―最高裁まで闘った。生活保護を受ける権利。でも結 局負けちゃった。つまり憲法ではあなた方保障されてないよ、と。最低限度の生活が 保障されるのは、日本国籍を持っている人だけです。日本国籍を持っていない人は「ダ メ」っていう。まあ、それが現実なんだね。いざというときそういう問題が出てくる。 普段は見えないけども。いま外国人ということでね、日本に来られた同胞、この同胞 みんな中国籍ですか?じゃあいわゆる在留カード今持ってるの?ね。もちろん日本人 も、何だっけ、身分カードというのは持つことができるようになってるけどね。これ は持ってなくたって、持ってても持ってなくてもかまわない。あるいは恐らくそんな もの持っている人いないんじゃないかな。

この在留カードっていうのは二種類あってね。一つは特別永住者カード。かつて日本の植民地だった朝鮮半島あるいは台湾出身の、その人あるいは子孫は特別永住者カード。それ以外は普通の在留カード、私は大陸なんだ。僕の父母は福建省というところから来たんです。だから私は特別永住じゃなくて普通の永住権者なんです。普通の在留カードを持たされる。この普通在留カードは外出時常時携帯必須でもしも持ってないことが警察の方にわかったら、やっぱりそれだけの理由で拘束されることがあるんです。私、岡山県華僑華人総会の顧問やってるんですけど、ある時こんな事がありました。岡山の中国人留学生、岡山大学の学生、仕事が県内にないので、隣の県、島根県に、みんなで他の日本の人たちと一緒に行ったんですよ。そして帰りのバスで事

<sup>4</sup> 第十三条「すべて国民は、個人として尊重される。」

故が起こったの、何かとドーンとぶつかってね。で警察がきて調べるでしょう、その ときにバスに乗っている人の身分をチェックし始めた。と、その留学生はその在留カ ードを持ってなかったの。「降りてこい、お前はいつどこから何しに来て、何をしてい るんだ。在留カードは本当に持ってるのか。ひょっとしたら不法入国者じゃないか」。 それだけで2時間以上調べ上げられて。その方は女性の留学生だけども、自分が在留 カードを持っていなかったので、急いで住んでいるアパートの大家さんに電話して、 自分の部屋を開けてもらって大家さんに机の引き出しにあるのを確認してもらって、 警察に連絡しました。「確かにありました。 決して不法入国者ではありません。 期日も ちゃんと期限内です」。じゃあ正常なんだと。それでやっと帰されて岡山に帰ってきた。 ところが、その3日のうちに島根の警察が岡山に来て今度は岡山警察署に呼び出し があった。お前は何で持っていなかったんだ。それからこんこんと4時間ぐらいやら れました。我々岡山華僑総会の会長が飛んでいってね。なんでそんな形で何を聞いて いるんだと、何も悪いことしていないじゃないかっていうことで抗議して、やっと解 放してもらったんですけどね。これは何を言いたいかというと、いつもそういう状況 なの。おそらくこういうことは殆んど新聞にも載らないし、多くの留学生もこういう ことがあってもあまり表に言わない。それと特別実習生の場合。更に問題は多いです ね。そういう状況なんですね。

皆さんご存じかな。去年の3月、名古屋の入管で、スリランカの女性、ウィシュマさん、御存じですね、新聞に大きく載ったから。非常にあの非人間的な対応をされて、今なおその真実をめぐって、妹さんたちが訴訟を起こしているね。それはね、外国人。日本でのマイノリティーもちろん欧米系の人もいますよ。だけどね、だいたい追い出すときは、アジア系や中東、アフリカ系の人は強制送還。ところが、欧米系の人は退去勧告。どうぞいついつまでに出て行ってください。もう全然対応が違うんですよ。こういう形で日本国は、やっぱり日本の中の少数の人たちに対してこういう形で対応している。そういう存在のことをまず皆さんに知ってほしい。だけど、なぜ私が日本に居るか、なぜ花岡に関わったのかというのを言いたいので、どうしても外国人マイノリティってどうなのか皆さんに知ってほしいんだ。

僕はリンボーヤオ (林伯耀)。実は日本生まれなのでね、あんまり中国語は上手じゃない。でも自分であとで勉強したんだね。私の父親はね、リントンルー (林同禄)。1913年、21歳の時に中国の福建省福清という半島から、上海経由して横浜に上陸した。その時は日本は景気が良かったんだ。その前の、十数年前に日清戦争があったでしょ。その賠償金が日本社会に出て、それからそのあとの第一次世界大戦でまた日本が潤って、非常に日本の景気がいい時で、その時に多くの朝鮮人の労働者、あるいは中国人の労働者が日本にやってきました。と、同時にこうした私の父親のような行商人や労働者がやってきました。本当にね、父親に聞いたら、もう本当に貧しかった。とにかく明日、明後日の食事ということを考えている。そんな時代だった。皆さん、苦力貿易というのを御存じですか、苦力貿易。

#### …板書…

クーリー、苦しい力って書くね。これは、元々聞けばインドが発祥の言葉みたいで すけれども。その時の苦力と言ったら、物を運び肉体労働をする一番底辺の…そうい

う労働者のことを言います。これが私の父親のその前の代、たくさん苦力貿易があったわけです。これはいわゆる・・・その前にみなさん黒人奴隷というのご存じでしょう、15世紀末から16世紀、17世紀にかけて、帝国主義が世界に拡大していくときに、中南米とかあるいはオーストラリアとか、あるいはアメリカ本土とかあるいはアフリカにまで沢山の黒人が捕まえられてあるいは売り買いされて一これにイギリス人やスペイン人たちも関わって。そういう奴隷貿易商人というんだけどね、だからアメリカなんか南部も綿花の時代、沢山の奴隷が送られてきて、利用されてきた。そういうことですね。ところが皆さんのご存じの通り、リンカーンの南北戦争一それ自体は解放戦争じゃないと言われているんですけれども一その中で奴隷解放宣言やりますね。そして従来のようにそう簡単に黒人を捕まえてきて売ったり買ったりしちゃいけない、ということになったんですね。でも実際に裏ではあったんですけれども、それが表向きできなかった。できない条件になった時に何があったのかというと、実はこの苦力貿易があったのです。

中国大陸に行ったらもういっぱい、貧しくて仕事がなくて。というのは、その当時中国は、1840年の阿片戦争に見られるようにさまざまな列強によって侵略されて。まあ日清戦争はご存じですよね。日清戦争では、清国が負けてしまって、そして賠償を要求されて、日本に払う。そのときの賠償金額は、当時の日本の国家予算の4倍と言われている。その大量の賠償金を清朝は払うために、当然、自国民に対しての重課税と同時に、お金がないから、今度はイギリスやフランスからも借款を受ける、あるいは自国の港やらあるいは鉱山を、そうした諸外国に提供したりして、そこからお金を集めて日本に一生懸命渡す、そんな状態だったんですね。それ以前に一日本じゃなくてもそれ以前に一やっぱりフランス、イギリスあるいはロシアに、といった形で中国は各国の列強の食い物になってきた。だから多くの農民が土地を離れて、あるいはあった工場がつぶれたりして、沢山の人たちが流浪の形で沿岸に溢れて行くんですね。苦力と言います。

特に私の故郷福建には、アモイ/シャーメン(厦門)といってね、それから香港の横マカオ、こう言ったところが中心となって、苦力を集めて海外に出す、そういう拠点になっていたんです。これは黒人奴隷じゃないんだから、捕まえて引っ張って帰るんじゃなくて、とにかく仕事ができない、仕事が欲しいって言う人に形だけの契約をする、じゃあちょっと形だけサインと、それこそ実際に拇印で捺したりして、いったん捺すと、いわゆる豚箱に放り込まれた。「ヂューズシャン」(猪仔箱)といって、当時の中国人は豚館といってね、そこへ放り込んだ。で、船が来たらどんどん中南米やアメリカに送る、といった状態でした。だいたいその数は統計的には300万と言われていますけどもっといただろう。父親の時代の少し前というのはこういう時代だったんですね。で、私の父は日本へ来てね。そのあとの歴史が長いのでこんなことを話していると花岡の話にいつまでも届かないんだ。

とても親父は苦労したんですよ、本当にね。上陸して来て東京で行商を始めて、ちょっと良くなったなと思って少し稼いだ金で、自分の父が病気で治療の為に高利貸しの金を借りてたくさん借金しているので、その金を返しに 1920 年か 21 年に故郷へ帰るんです、福建に。親父が借金を返してまた日本へやって来る。その時はね、日本は

大正バブルがはじけて、1920年かな。その後は日本政府は中国人の労働者、行商人を入れさせないようになっていたんです。僕の親父はまた福建から上海行って船に乗りたいけれど、「ダメ」。そのとき憲兵が居てね、お前がもしも阿片を買うならば、乗ってええと。その当時日本はアヘン政策―中国人はいくらアヘンで身を潰そうと体を壊そうとかまわない、だけど日本人は絶対許さない―という非常に厳しい、しかしそういうアヘン政策を中国で実施していた。親父はやはり日本に行って仕事がしたいからアヘンを買って持って、そしたら憲兵がよし、船乗ってええと。それで、船に乗って横浜へやってきたら、全部品物調べる。お前ちょっと、何持っているのと。すると阿片がでてきた。日本では絶対にアヘンというのは持っていたら持っていただけでしょっ引かれる。すぐに水上警察の留置所へ放り込まれた。親父は出られなくなっちゃって、追い返されることになっちゃった。そのときに、その前の時に知り合った、よく贔屓してくれていた旅館の女将さんが、林さんそれは大変だ、と言ってね、私が身元保証人になって出しますよ、と。それで親父は出してもらった。だから親父はその日本の夫人のことを、非常に感謝している。そんな状態だったんだな。

それから、私の父親は、一度 1931 年のいわゆる満州事変の後、沢山の日本にいる中国人がどっと帰ったんですけどね、ところが帰った中国もまた混乱していて、そのあとは私の上の兄を亡くしてしまった。これが大変だった。こういうなかで、また日本に帰ってきて、そのあとまた柳条湖一あの盧溝橋事件のときは、もう中国に帰らないで京都の山奥の丹波に住み着いちゃった。その時代ね。資料に私の出自と書いてあるけどね、僕は、自分が外国人だということを言いました。こういう話はあまり時短で話しできることじゃないんだけどね。

僕の小さいときは本当に嫌な時代だったね。父親は遠回りで行商をやるんです。皆 さん行商ってご存じですか。背中に担いでね。反物を持って売りに歩く。父親はちょ っと遠くを回る。母親は近隣を回る。子どもは私も含めて五人か六人いたからね。母 親は、僕の手をつないで行商に回る。そうすると、ある家の前に来たら、そこのおや じさんが「シナ人」はここへ来るなってね。自分のところの犬をけしかけてくる。僕 は今でもね、80になった今でも頭にずっとあるんですよ。黒い大きな犬、けしかけら れたんですよ。母親は反物を背中にしよってるんですよ。大変だよ。田舎ってご存じ でしょう畑があって田んぼの―6月ぐらいだったかな―あぜ道を逃げる。 あぜ道はね、 そんな平らじゃなくて、泥やら草やらいっぱいあって、もう足に引っかかる。後ろか ら犬が追っかけてくる。母親は私の手を引いて走る。そうすると母親の背中の反物が ね、ドーンと田んぼの中に落ちちゃったんですよ。それで、母親はワーッて言ってび っくりして、飛び込んで、田んぼにね一まだ苗を植えたばっかりの・・・だったね。落ち て、落ちた反物を拾うんですよ。私も飛び込むんですよ、一緒に。横では大きい犬が ワンワンワンワン吠えているんですよ。それが本当に怖かった。母親と私はその拾っ た反物を両手にかかえて、その田んぼの向こう側に渡って、そこから山の方へ行って、 山の谷に。早く洗わないと泥が染みついちゃって大変だからね、谷間で洗って、枝に 乾かすんやな。僕も一緒に手伝ったんだけれども、母親はね、一生懸命反物を干しな がらね、アイゴアイゴって泣いて怒ってるわけですよ。実は母親はね、朝鮮の釜山生 まれ。あの時こういう中国人は、結局生活の場を求めて、ほとんどは東南アジアへ行

きました。私の同郷の人にはインドネシア、タイとかへ行った人が多いですけどね。 日本に来たのはその一部です。当時の朝鮮の方に行きました。私の母親は、朝鮮半島 で生まれて育って日本へ来て私の父親と結婚した。怒って泣いているときにね、朝鮮 語で怒っているんです。まあ、そんなことがあったなあという話。

ちょうどあの頃、戦争が進んでいるでしょう、どんどんね。出征兵士、村から出て行くんです。私の家はちょっと小高い丘の隅っこだったの。そこから見えるの。そうしたらね、村長が来てね。おい、お前ら、こういう時こそ「シナ人」も出てきて、しっかり送ってあげなさい。そうすればみんな気持ちも良くなるからって。僕や兄貴たちは出てきてね、渡された小旗を振って、兵士が出征していくでしょう。皆さんご存じですか、村でそういう出征、ワー万歳万歳ってやって。僕らも嫌だなって思いながらも行って。もらった旗をこう振る。そしたら軍人が来てね、「シナ人」が何でこんなことやってる、こんな奴が来たらケチつくわ!って言ってね、ボーンと蹴られた。私も兄もそれで旗を振っていいのか旗を振らない方がいいのか、逃げちゃった。そんな時代だったのかな。

そんな歴史だから、そのときね「チャンコロ」、「シナ人」って言われたらね、「チャンコロ」ってどんな人間なんだ、どんな人種なんだって自分でわからない。父、母は福建語の言葉を喋って、日本語があまり上手じゃない。僕は国民学校行ったんですけどね。…なんて言うかな、その時にね、「チャンコロ」とは何だろうなっていうことがわからんもんで、非常に小さい時に悩んだんです。あと、父親が京都市内に出て仕事をするようになったんで、私たちも京都市内に出て、そのときに、花岡事件というのを知ったんです。

花岡事件。そのとき、花岡事件の生存者で、劉智渠さんっていう人が一これはそのあと札幌華僑総会の会長になられた方です一その方の口述集を、僕は中学の時に読んでね、ものすごく、震えてね。「シナ人」って偉いなあ、抵抗するんだ、ちゃんと闘うんだ、ということを、いわゆるきちんとした民族教育を受けていないけども、そのことがやっぱり、「あっ、中国人って悪くない」というか、そういうことで、民族の精神が生まれてきたのかな。そのあと、さっき田中先生が言ってくれた雪男、北海道の劉連仁さん一これは私が大学生…前後だったんですけれども一劉連仁さんの話にとても感動しました。

こうした強制連行の問題は、同じやっぱり日本で起きたんです。彼らは短期で一時期だけども、そして俘虜の形で、あるいは捕虜の形で、あるいは捕まえられて、彼らは連行されてきた。私たちはそこに住んでてね、同じ日本にいた。だからそれが私たち当時の在日中国人たちはやはりそれに対して、熱い思いがありますね。だから当時、東京華僑総会が中心になって、日本政府に対して一これはもちろん日本の日中友好協会とか様々な政治家や友好人士が力を入れて一最後に残した遺骨の送還運動ですね。花岡だけでも連れてこられたのが986人、亡くなったのが419人。それが全国135か所に大なり小なり、そういうことがあったんですね。その遺骨を送還するのにね、私たちの各地の在日華僑組織が関わりました。来日の動機は違っても、同じこの日本と言う異国で辛酸を舐めて犠牲になった同胞たちなのです。私の長兄も関わりました。だから私の兄貴も舞鶴から船に乗って中国へ行ってまた帰ってきました。その時僕も

次兄と共に見送りも迎えもしました、後で知ったんだけど、そういう帰りの船に乗っていた元兵士の帰還者を待つ多くの「岸壁の母」を見ましたかね。

僕の最初の花岡との出会いはね、耿諄さんっていう当時花岡のリーダーだった人、 1987 年大館の慰霊祭のあと神戸に呼んだんですよ。神戸の華僑総会でお招きしまし た。それまで花岡事件というのはね、私たち在日華僑にとっては、英雄物語。すごい、 耿諄さんの話を聞こう。みんなで話をきこうじゃないか。ところが神戸華僑総会に来 て話してもらったら、今までの表向きで話してた耿諄さんとは全く違うんです。自分 たちの同胞の前で話をする。通訳なしで中国語で話する。中華同文学校の先生たちも みんな一緒に聞く。そうするとね、本音が出てくるのでしょうね。話するとする度に 泣くんだよ。え、あんな英雄っていわれた耿諄さん、え、日本に残留した花岡事件の 証人、札幌華僑総会の劉智渠さんもまた一緒に、わんわんわんわん泣きながら。ああ、 これは英雄物語ではない。これは歴史の勉強じゃない。これら花岡の被害者・われわ れの同胞には、まだ癒えない深い心の傷がある。そのことをすごく実感したんです。 私の弟で八戒っているんですね、猪八戒5。八戒と、とにかくこれはやらなあかんぞ、 と。絶対にこの問題を一緒にやっていこう、と。この重い感触をわれわれがね。その 翌日に大阪の雑草社っていうところで開かれたシンポジウムで、田中先生や新美先生 や内海愛子さんやいろいろの人たちとこの問題を議論したのです。そしていっしょに やろうっていう風にね。

被害者の痛み。強制労働が行われた現場は 135 か所あった、花岡の現地ではどんなことがあったかは、それはもうすごい。朝、陽が出れば四時半、五時には起こされる。朝一つのおにぎり食べて、労働に出る。労働に出たらお昼になったらまた一個おにぎり。またそれが終わって、夕べになってきたらかえってきて、当時中山寮というところに帰ってきて。またおにぎり。米飯じゃなくてどんぐり粉でできたおにぎり、一日三個のおにぎり。で、ちょっといろんなものがついたり、スープがついたり…。それはね、ひもじくてひもじくてしょうがない。だから中国人たちは野草を取ったり、あるいは…こっそりと死んだ仲間の肉を食べたり。そういうかたちで、本当に……苦しい。

そういうところにいた中で、特に僕が言いたかったのが、日本の治安に、警察に関わっている。内務省が、嘱託の本間房吉6をあちこちの中国人の労働現場に派遣していたので、花岡にもやってきてね。中国人をもっと絞れと、「濡れたタオルの水が一滴もなくなる迄も絞れ」と指示しているのだね。待遇が贅沢すぎると、もっと働かせろという形で、あちこちで労働者に対して搾取を煽るんだ。また彼が言うのには、中国人はすぐ逃げると、だから一番いいのは捕まえた奴を連れてきて、みんなの前で首を斬れ、首を斬らなかったら銃殺しろ、とも言っている。彼は、大陸での中国人の取り扱い方を見てるんだね。そういう形で、むごいやり方で中国人たちを徹底的に絞り上げ

<sup>5</sup> 猪八戒。中国人強制連行研究者。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 内務省嘱託。1944 年 7 月 13 日に内務省厚生省警察関係者二十数名が来山し、花岡鉱山クラブにおいて、中国人に対する取締・管理の指示がなされた。NPO 花岡平和記念会編『花岡平和記念館』(6.30 実行委員会 2015) p17

る、労働させる。ちょっと逃げたり、仕事をしないと…。その中国人を引っ張って来て皆の前で他の中国人に叩かせ、最後は日本人監督がリンチする。見せつけられた彼らは最後は暴動を起こすんだけど、この中国人たちはね…

### ……板書……「劉澤玉」7「薛同道」8

あと僕の言いたいことは、資料に書いてある、「温故知新」、「歴史をなぜ振り返るか」 これが言いたいんだよ!本当はこれが!「国境を超える力(長谷川テル、中村哲さん の世界)」を持って欲しい。「他人の苦しみや痛みを想像する力(3000万人のアジアの 死者)」を考えてくれ、と。「自立の思想―付和雷同しない―孤立を恐れない(小林多 喜二の世界)」。小林多喜二はあの大館で生まれた立派な人です。だけど彼は特高の拷 問で29歳の若さで亡くなった。彼の偉大さをね、ぜひとも一緒に勉強したい。「他民 族との共生を謀る」。日本国内でも、海外でも、世界でも、やっぱり共生というものを 一緒に考えないとね。いまの日本はね、僕らマイノリティ、特にアジア系のマイノリ ティにはね、怖い。再び日本は戦争をやろうとしているんだろう。過去に回帰しよう としている日本の情況に対しての警戒心を持ってほしい。他国民を傷つけ犠牲にしよ うとして、自国民が破滅的な犠牲を蒙った過去の日本の教訓を忘れてはいけない。こ れ、本当はいっぱい言いたかったんだけどな。そして、ドイツのことを勉強してくれ、 と。同じ敗戦国でなぜこうも違うのだと。「過去に目を閉ざす者は、現在をも見るこ とができない」と語った「ワイツゼッカー演説」。このワイツゼッカーの言ってること を、あなた方の情況に当てはめて考えるとよい。つまりこうした過去についてはね、 自分たちはどう向き合うのだと。真剣に考えてみて下さい。それからドイツは、「記憶・ 責任・未来」基金の形でね 166 万の強制労働させられた人たちに対して、深い反省と 謝罪の上にきちっとした補償をしている。日本はないのにね、日本には。

映像せっかく持ってきたので。たぶんこれで終わりだと思うから、見てもらおう。 これはね、ガオウェンセン(高文声)。これは知っておいてもらわないと。これは大阪 に強制連行された…。

### (映像)

この人は原告だったんだよ。2015年に始まった日本政府に対する国家賠償請求訴訟の裁判のね。裁判の時の原告だったんだけど、裁判の途中で亡くなっちゃったんだ。この方は、花岡ではありません、大阪の藤永田造船所に送られてきた、老人です。…彼のね、顔を見てください。彼は、強制労働させられて、そしてやっと中国に帰ってきて、もともとそこで働いていた銀行に行った。だけどもその銀行で、お前は日本に行って、日本の軍国主義を助けてきたんじゃないかと。だめだ、ということで彼はまた仕事場から追われる。彼は優秀な人ですが、人生に絶望して出家して自分で孤児院

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 劉澤玉。花岡で死亡した被連行者。飢えに耐えきれず、山に入って野草をとり食べたところを補導員に見つかり、補導員に熱した鉄(トロッコのレール)を足に押しつけられるという虐待を受けた。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 薛同道。花岡で死亡した被連行者。労働の帰途、疲労困憊で最後尾にいた薛は朝鮮人の老婆から握り飯をもらい、それを補導員に発見され、皆の前で激しい虐待を受けた。大阪・花岡国賠訴訟において原告の李鉄垂は、二人への拷問と虐殺が引き金となり暴動を起こしたと証言している。

を開いてね。…これは河南の彼の家で。この老人は何を言いたいのか。彼はこれから 二年のうちに亡くなった。高文声さんっていうんだね。この人は生きて帰った人です。 生きて帰った、被害者本人。彼は声が出ないもんだからね、自分の中国語で、何をさ れたかを言いたいんだけどね、表現できないもんだから。最後は紙を持って来いって いってね、彼は書くんですよ。……住吉。大阪の住吉区。ここに藤永田造船、大阪で は強制連行の現場が4か所で。大阪では全体で1200人から1400人位の中国人が強制 労働させられた。彼は鉄板をね、造船用の鉄板を運んだり積んだり、そういう労働を させられた。

じいちゃん(高文声)が死ぬ前にね、何言いたいか、聞いて見てあげてください。もう一分ぐらいで終わります。僕はね、じいちゃんにね、一生懸命日本の売れ残りのストラップとか沢山日本にある子供のおもちゃを持って行ってね。…彼は帰ってきてもね、おまえは日本人を助けたんでしょ、ダメだって言われてね。彼は本当に人生に絶望するんですよ。彼がノートに書いたのを見て・・・。「私は、大阪の、住吉区の、藤永田造船で働いていた。お腹が空いて海辺の草をむしって…かきむしって食べた」って。彼の家へは、日本人仲間と中国人仲間の混合で行ったの。これは私が撮った映像ですが、老田くん9という強制連行の研究者、それからやはり花岡の遺族も一緒に行って。

海辺の雑草、中国語で書いてあるね。海辺の雑草食べたよ、と。言いたいんだね、彼。だけどそれが言葉に出てこない。「日本人、可以、向我們…謝罪」。日本人はお詫びしてほしい。賠償してほしい。…それをじいちゃんは一生懸命書きたかった。私たちは大阪・花岡国家賠償請求訴訟の中にもね、本当生存者は3人しか連絡取れなかったし、今はもう花岡も大阪も、生存者は今はいない。じゃあ、この歴史はこれでもう消えてしまうのか。消してはいけない。高文声。もうこうした生存者はどんどんいなくなりました。私は今三菱和解の被害者側の代理人をやっていますが、三菱和解の3750人の中で、もう実際に生きている人は10人にも満たない、5~6人ですね、もうほとんど消えてしまった。ではこれは歴史の闇に、この話は埋もれていくのか。皆さんと一緒に考えたいですね。彼はこれを言いたい。「日本人は謝罪し、賠償してほしい」。被害者は日本人に何を訴えたいのか、金だけではないはずだ。私はこれが言いたい。

それから、資料の後ろに実は中国人強制連行は日本だけではないよと。大陸でこういう風な、これ以上のことが沢山。だから東北だけでも、100万人の中国人がやはり強制労働で殺されている。そういうことも知ってほしい。決して花岡、あるいは日本の135か所の事業所だけでない。あの大陸で、どれだけ侵略の後で人間の搾取と虐殺が行われたか、侵略戦争の本当の姿を知ってほしいですね。どうか皆さん、皆さんに大陸での強制労働の資料を渡しましたから、しっかり見ておいてくださいね。

最後に言っておかねばならない。耿諄さんと花岡に行った時、耿諄さんにとって四度目だったと思いますが…彼は私に「林さん、花岡は私の第二の故郷のように思えるのだ」とポツンと言ったのですよ。私は「花岡は中国人が地獄の体験をしたところですよ」と言ったら、彼は「そうなんだが…」と言って後は何も言いませんでした。何

<sup>9</sup> 老田裕美。中国人強制連行研究者。

十年と続いて来た花岡現地の人たちの慰霊活動、加害の歴史を掘り起こし発信する活動、それらが、被害者の閉ざしてきた心を少しずつ開かせていたのかも知れません。 どうもありがとう。

# 弁護士 中島光孝 「中国人強制連行国家賠償請求訴訟の成果と課題」

皆さんこんにちは、弁護士の中島です。よろしくお願いいたします。これまでのお 二方と比べれば私は若い方ではありますけれども、それでももう 70 代になるという 年齢です。

今回の事件についてレジュメを書いてますけれども、その前提として、法律だとか 訴訟というものがどういうものか、簡単に説明したいと思います。

#### …板書…

今回の訴訟(大阪・花岡中国人強制連行国家賠償請求訴訟)は、国家賠償法という 法律に基づく訴訟です。まず訴訟の結論部分は何かを説明します。

### …ホワイトボードに図を描く…

先ほど出てきました原告の高文声さんに即して考えます。原告は高文声さん、被告は日本国です。日本国に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、金〇〇円の支払いを求め、かつ、謝罪を求める、というのが訴訟の結論部分です。今回の訴訟では、原告一人あたり 550 万の支払いを求め、謝罪については、日本の全国紙、そして中国の新聞にこういう内容で謝罪文を掲載せよ、という請求をしています。これが結論部分です。

この結論部分を訴状では「請求の趣旨」と言います。この訴訟の結論部分、すなわち 請求の趣旨を基礎づけるために必要となる主張を「請求原因」と言います。請求原因 のうち事実レベルの主張が原告らに対する「加害行為」があったという事実の主張で す。加害行為があったということを主張し、かつ証明しなければなりません。

請求原因としては、次に、この加害行為が「違法でありかつ責任がある」という主張をしなければなりません。そして、三つ目の請求原因が被害者にどんな「損害」があったかということです。これらの請求原因の全部を原告が主張し、証拠に基づいて証明し、裁判所がそれらを認定すると原則として、訴状に記載した「請求の趣旨」すなわち訴状の結論部分が認められ勝訴判決となります。

他方、被告はどう対応するかというと、訴状の結論部分(請求の趣旨)については棄却を求めると主張します。次に請求原因として原告が主張した事実の一つひとつを個別に認めるか認めないかという認否をします。例えば原告の高文声さんが、自分は中国でこのような状況で逮捕され、収容所に収容され、そして収容所から、「有蓋車」という密閉できる貨物列車に乗せられ、中国の港まで連れていかれ、そこから日本の港に、さらに日本の強制労働の現場に連れていかれた、という主張をします。これについて、被告は、例えば、逮捕した事実はない、収容所に収容した事実はない、中国から日本に来たことは認める、というような認否を行うことになります。あるいは、原告が主張する事実は実際はこのような事実であったという主張を行うことになります。

原告による請求原因の主張、被告による請求原因の認否という形で訴訟は進んでいきます。これが、オーソドックスな損害賠償請求権についての原告の主張と、被告の対応ということになります。しかし、この中国人強制連行訴訟はやや特別な訴訟で、被告は次のような抗弁を主張することになります。

#### …板書…

レジュメでも触れていますが、2007年に西松建設の強制連行の最高裁判決がありま

した。

この 2007 年西松建設最高裁判決を説明するには、歴史を遡る必要があります。日本は、1951 年9月8日、戦争をした連合国とのサンフランシスコ平和条約に調印しましたが、この条約は 1952 年4月28日に発効しました。今年2022年は、平和条約発効から70年目ということになります。これによって、第二次世界大戦で戦った日本と連合国との間の戦争は終結し、平和に向けた関係を築くという相互確認をしたということになります。しかし、この条約には当時の中華民国、その後の中華人民国共和国は参加していませんでした。

そして、先ほど田中先生からお話がありました 1972 年の日中共同声明ということになります。当時の田中角栄首相が中国(中華人民共和国)に行って、同年9月29日に日中共同声明を出して、日中国交回復になります。中華人民共和国と日本との間では、1972 年の日中共同声明、そのあとの 1978 年の日中平和条約でようやく国交を回復して平和的な関係を構築するという経過があります。

2007年の西松建設最高裁判決は、強制連行された中国人被害者が西松建設を訴えた事件ですけれども、最高裁はどのように言ったか。日中共同声明というのは、日本と中国との平和条約である。したがって、サンフランシスコ平和条約の枠組みに基づいて考えるべきだ。サンフランシスコ平和条約は何を言っているか。そこでは連合国は日本に対して戦争賠償の請求権を持っているはずだ、しかし、それを放棄するんだ。サンフランシスコ平和条約で、連合国は、日本に対する戦争による賠償請求権を放棄したと最高裁はいうわけです。

これは先ほども少し話に出ました 1948 年以降、冷戦体制が次第に強くなってきて、アメリカが日本を共産主義国家に対する反共の砦にするという考えのもとに、他の連合国に対し請求権を放棄するよう求めて、サンフランシスコ平和条約が締結された、ただ請求権を放棄しない国、例えばフィリピンなどは日本と個別に交渉する、戦後処理としてはそういう枠組みができました。

ここで連合国に属する個人、例えば高文声さんですけれども、高文声さんは、本来、加害国である日本国に対して、損害賠償請求できると考えられます。我々はそのように考えて今回の訴訟を提起したわけです。しかし、ここで 2007 年西松建設最高裁判決が大きな壁となりました。西松最高裁判決は、中国人被害者は、日本国、あるいは日本企業に対し、損害賠償請求権はあるということをまず言います。しかし、その請求権に基づいて、日本の裁判所に訴える権利、これを「訴権」といいますが、訴権は日中共同声明によって消滅した、なぜなら日中共同声明は、請求権を放棄したサンフランシスコ平和条約と同じ平和条約の実質を有するものである以上、日中共同声明もまた中国及び中国に属する個人の日本に対する請求権を放棄したからである。このように最高裁判決は言いました。

だから、高文声さんが、日本国に対する請求権があったとしても、日本の裁判所に訴える権利、訴権が消滅しているのであるから、訴えは認められない。今回の訴訟でも、被告である日本国はそのように抗弁しました。しかし、日本国政府は、それ以前は、個

人の請求権を放棄するものではないという言い方をずっとしてきたわけです<sup>10</sup>。しかし、ある段階でその考え方を変えて、訴権はサンフランシスコ条約、したがって日中共同声明によって消滅したと主張し始め、西松最高裁判決もこの理屈を採用したわけです。

その後の強制連行訴訟は基本的にこの訴権の消滅ということで、原告である中国人被害者が負け続けてきました。そういう状況がしばらく続いたあと、秋田県・花岡に強制連行され、強制労働させられた人たち、あるいは、大阪の藤永田造船所などで強制労働させられた高文声さんたちは、どうしても日本国政府に対して訴えたいという気持ちになってきました。しかし、弁護士の立場からすると、2007年西松最高裁判決の訴権が消滅したという結論を、その後の訴訟でひっくり返すという事は、もうとんでもなく難しいことです。負けるに決まっている裁判だから引き受けない、普通の弁護士はこう考えます。しかし、私は、林伯耀さんや猪八戒さんなどの強い希望や、あるいは台湾原住民族の靖国参拝訴訟を担当した際の事務局の一人であった墨面(モーメン)さんなどから、台湾の原住民族の声を日本の裁判所に届けたと同様に、さっきのポリフォニーの話に通ずるかもしれませんけど、今回は高文声さんや、李鉄垂さん、あるいは被害者の遺族の声をなんとしてでも裁判所に届けたいと、言われて、訴訟の代理人に就きました。

負ける可能性が高い裁判をなぜやるのか、がつぎの問題です。訴訟を提起する意味をどこに求めるかです。そこで私たち―私たちというのは5名の弁護士と事務局のメンバーのことですが―私たちが注目したのは、日本の軍隊、あるいは企業による加害行為について、その現場に即して主張・立証するということです。強制労働の現場は、日本の花岡とか大阪などです。そこでの虐待、特に花岡での中山寮での虐待、建物内部での虐待行為がいっぱいあったわけです。ただ、そうした事実は、それまでの訴訟で相当程度訴えてそれなりに裁判所も認定してきました。今回の訴訟で、従来の訴訟と同じことを主張しても、結論は見えているわけです。ですから、私たちとしては、この大阪・花岡中国人強制連行国家賠償請求訴訟では、訴訟団で議論した結果、中国で強制連行された人たちの個人個人がどういう状況で逮捕され、収容所、労工訓練所と言いますけれども、そこでどんな生活をさせられ、どんな虐待を受けていたのか。そして、貨物列車で動物以下のような扱いを受けて長時間の移動をさせられているわけですが、その辺のところを我々弁護士も、中国の現地に行って直接話を聞いてそれを裁判で主張していく、ということに主眼を置こうということになりました。

例えば、秋田県・花岡に強制連行された李鉄垂さんですが、私たちは 2016 年 5 月に 中国河北省石家荘市の自宅まで会いに行きました。そのときは 92 歳という高齢でし た。李鉄垂さんは、日本軍に抵抗するゲリラ部隊にいて、日本兵と交戦になったときに 逮捕されたわけですが、どこで、どのような交戦状況になったのかなどを、現地に行っ てひとつひとつ確認をしてきました。それを李鉄垂さんの陳述書に整理してまとめて、

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 請求権の放棄は、外交保護権の放棄であって、個人の請求権は認められていた。 原爆被害者が日本を訴えた際、原爆被害者は個人としては米国を訴えられると、被告 の日本政府は答弁している。

それをもとに後に裁判所で李鉄垂さんの本人尋問を実現させることができました。

このようにして加害行為のそれまでやや手薄だったところに手を広げて、それを深めて、それを何とか裁判所に認めさせる。こういう目的がひとつあったわけです。

もう一つの法律面での目標は、2007 年西松最高裁判決の訴権の消滅という理屈が国際法の観点からは間違っているということを主張し、裁判所に認めさせたい、あるいは少なくとも疑問があると判決で言ってもらいたい、ということです。 なかなか通らないことはわかってるんだけど言いたい、ということです。

以上が大きな二つの目標です。今回の訴訟(大阪・花岡中国人強制連行国家賠償請求訴訟)に対して、裁判官はどのような判決を書くのかを考えると、ありうるのは、原告の請求はこうなっていますよという整理をし、そのうえで、このような請求は日中共同声明によって、訴権が消滅していますよ、だから請求は棄却しますという判決です。仮にそうだとすると、裁判所は、西松判決ですでに訴権が消滅したという結論が出ているわけだから、加害行為のことをいくら主張し、証拠を出されても、そんな立証活動は必要ありませんということで、一回か二回裁判(口頭弁論)をやって、もうこれで結論出します、結審します、ということもありえたわけです。

こういう戦後補償の裁判では、裁判官は中身に踏み込んで判断してくれないことがあります。このため、被告(今回は日本国)としては、訴権は消滅しているとだけ抗弁の主張を行い、加害行為の事実を原告らがいくら主張しても、それが真実であるかどうかに関わりなく、認否いたしませんという対応も可能です。実際、今回の訴訟では、被告はそのような対応をしてきたわけです。裁判官としても、訴権の消滅という理屈で、原告らの言い分はもうわかりましたから、これで審理を打ち切って次回判決を出します、といって訴訟を終わらせるということもありえたわけです。

このような極めて厳しい状況で今回の訴訟を始めました。私たちとしては、なんとかして日本国の軍人、警察官、その他公務員による中国大陸での強制逮捕、収容所への強制連行、日本国への強制連行、そういったところの具体的な事実を訴え、それで裁判官にとにかく、関心を持ってもらう、こういうことを目標にしました。それについては、私たちとしてはある程度、現時点でやれる範囲ではやったという風に思っております。

たまたま裁判長という人が、司法研修所の私の同期の裁判官で、非常にきちんとやる人だったんです。実際きちんとやらない裁判官いっぱいいます。しかしその裁判長は事実関係についてはきちんと審理したいという考えで、被告の代理人に対し、あなた方は原告の主張(請求原因)についてきちんと認否をしなさい、認否をしなかったら原告の言っていることがそのまま認められますよ、という強い訴訟指揮を行いました。こういう裁判長のもとで、被害者本人である、高齢(証言当時 94 歳)の李鉄垂さんの本人尋問も実現しました。裁判長らはよく話を聞いてくれたと思います。

ただし、判決は、予測をした通り、原告らの訴えを棄却するという結論になりました。理由は、請求権はあるが、訴権は消滅しているということです。結論は負けたということです。しかし、私たちのひとつの目標、加害行為の部分については、今までの判決に比べ広く掘り下さげた事実認定をしました。その部分は相当程度認められたという事です。

また、加害行為の主体は誰なのかについても判決はきちんと認定しました。私たち は、日本国政府の一先ほど出てきた岸信介さんが、当時商工大臣にいて閣議決定(1942 年 11 月 27 日)をやって、それで強制連行という政策を始めたわけですけれども―そ の政策に基づいて、日本側のどのような国家機関、あるいは中国における在中国の日 本の機関、当時の中国側の傀儡政権と日本側が作り上げた傀儡的な組織、それがどん な風に連携をして、中国人を逮捕し連行していったか、ということも強く主張したわ けですけども、それについて判決は次のように言っています(レジュメ5ページ参照)。 これが 2019 年の一審判決の一部ですけれど、日本政府の管理の部分はこういう風 に書かれている。「中国人労働者は華北労工協会」、これが送り出しの機関、組織で すけれども、ここ「を中心に、日本現地軍も関与して強制的に、または真意に基づか ずに生活の本拠から引き離され、石門などの労工訓練所で思想教育を含む訓練を施さ れて日本に移入した上、各事業場で、日本国政府の指示に基づく官憲の監視・取締り の下、衣食住も厳しく制約された劣悪な環境で重労働に従事したものであり、その中 で虐待に当たるような取扱いを受けることもあって、多数の中国人労働者が命を落と した。」こういう風に、加害者がだれか、どのような加害行為があったかの事実をま ず認定しています。

その次に、「本件被害者らを含む中国人労働者を、強制的に、又はその真意に基づかずに日本に移入し、各事業場で労働に従事させた上記の一連の行為は、日本国政府の策定した各要領等に基づき行われていることからすれば、日本国政府の国策として政府の関係機関の全面的関与の下でされたというべきである」と、こう書いてあります。実際の加害行為は日本現地軍などであるが、それは日本国政府の国策として行われたものであるという認定をしています。

つまり、加害行為の事実は認め、また、日本国の責任を認めている。したがって、 通常の損害賠償請求訴訟では少なくとも精神的な損害に対する慰謝料の支払いは当然 認められるはずです。ここまで書いていたらこの結論部分は認めてしかるべきなんで す。

その次ですが、強制連行の経過の部分はこんな風に書いてあります。「中国人労働者移入当時、船舶事情がひっ迫し、航海自体も危険であった」、「飲料水や食糧が不足し、支給した食料に砂のような不純物が混入していたこともあった。輸送はおおむね貨物船によって行われ、当初は船医が付き添っていたものの、その後は付き添いもなく、中国人労働者は、船倉内の石炭、塩、鉱石等の上に長時間寝起きせざるを得ないこともあった。輸送過程においては、3万8935名の乗船者数に対し、船中で564名が死亡し、事業場に到着する前に248名が死亡した。」この数字をめぐってはいろいろ異論もあるところですけど、固いところで裁判所は判断しています。

レジュメの6ページのところは、李鉄垂さんの部分について、引用して書いてます。 李鉄垂さんは大阪地裁の法廷で証言したわけですけれども、その証言はその日のNH Kの7時の全国放送のニュースで流れておりました。李鉄垂さんの本人尋問を行う前 日、大阪弁護士会の会議室で事前の模擬尋問、弁護士が質問をして李鉄垂さんに答え てもらう、ということをやりました。本人は意気軒昂ではありますけれども、高齢と いうことあって、きちんと質問に答えられるかどうかが心配だったわけです。お医者

さんも付き添いでついてくるという状態でした。模擬尋問では、質問していくにつれ、 当時の状況を思い出してくると、気持ちが高揚し、声を詰まらせる、涙が出てくる、 体が震えてくる、ということもありました。予行演習をしたわけですが、明日大丈夫 かなと思いながらその日は終わりました。そして、翌日証言当日、李鉄垂さんは、見 事に証言してくれました。先ほど述べた裁判長は、証言が終わったとき、李鉄垂さん に向かって、ご苦労様というように頭を下げました。それほど李鉄垂さんの証言は裁 判所に訴える力があったと思います。

それで、私がこういう訴訟を担当することになったひとつの理由として、先ほど「北海道に雪男現る」ということを田中先生が仰っていたこともあると思います。1958年の2月当時、私は北海道で小学校2年生、3年生になる直前だったわけですけども、劉連仁さんの新聞報道に接しました。北海道の雪の中、夏もあったでしょうけど、雪のなか人間が北海道のあちこち行って食いつなぐなんてことは想像できないことだと思ったんですね。それが非常に衝撃だったという記憶があります。

私は中学校を卒業して、普通高校には行かないで、現在の日本製鉄、当時の富士製 鉄室蘭製鉄所というところの学校に行きました。室蘭も強制連行された中国人の被害 者、あるいはいわゆる朝鮮人徴用工の人も働いていたわけですけれども、私たちの学 校は全寮制で、寮の近くに中国人の死体、強制連行されていた人達が虐待で亡くなっ て、それをきちっと埋葬されずに浜に埋められていたわけです。そういうことが戦後 になって発覚したという状況があります。

また、先ほど少し言いました、台湾の原住民族が自分の肉親が靖国神社に合祀されていることは納得できないということで、訴訟を提起してそれについての代理人を担当したということも、今回の訴訟の代理人を引き受けた理由の一つかと思います。先ほど話に出ました墨面さんから、今度は強制連行の代理人をしてくれないかという話がありました。私は2007年西松建設最高裁判決の結論は知っておりましたので、それを引き受ける弁護士はほとんどいないということがわかっておりました。やや逡巡はしましたけれども、引き受けますということで、外国人問題に詳しい丹羽雅雄弁護士やお二方の若手の弁護士と東京の弁護士おひとりと5人の弁護団を組むことにしました。そして、先ほど述べた方針のもと、現地調査に臨むなどしたわけです。私としては、訴訟をやった成果はそれなりにあったとは思います。しかし、2007年西松最高裁判決の訴権の消滅という理屈、私たちからすると、あるいは国際法の立場から言うと、全くナンセンスな理屈なわけだけれども、この理屈を突破することはやはりできませんでした。

これに関連して朝鮮人徴用工の問題があります。これについては韓国の大法院が、例えば日本製鉄の責任を認めました。それで強制執行の手続に入っているという状況があります。日本政府の立場は、日韓条約、日韓請求権協定によって、個人の請求権は失われている、しかも 2007 年西松最高裁判決の訴権消失という判断もある、そういう理屈で朝鮮人徴用工個人の請求には応じないというものです。徴用工の問題を日韓でどういう風に解決していくのかは政治的に極めて難しい状況になっています。この問題を突破するには、やはり国際人権法・国際人道法の立場から、少しずつ深めていく必要があるのではないかと思います。

最後に紹介したいのは、水上勉さんという作家が花岡事件を題材にして書いた「釈迦内柩唄」(しゃかないひつぎうた)という戯曲のことです。「釈迦内」の「シャカ」はお釈迦さまの「釈迦」です、「ナイ」は内側の「内」ですが、アイヌ語で「ナイ」は「沢」(小さい川)のことです。柩歌の「柩」は、死体を入れる棺のことですよね。その演劇を鑑賞したことがありますが、花岡事件の一面を訴える力があると思いました。機会があったらぜひとも水上勉さんの「釈迦内柩唄」の本(新日本出版社)か公演をご覧になったらどうかなと思います。以上で話を終わります。

質疑応答--花岡から考える中国人強制連行

### 樋口浩造

お一人大体十分くらいの持ち時間で、答えられる範囲でお答えいただければいいんですけど。まず中島弁護士の方からお願いします。

### 中島光孝弁護士

何通か来ていますけど、分類したうえでお答えしたいと思います。ひとつめは、請求権はあるが訴権の放棄とのことで花岡など強制連行関係の裁判は多くの場合は敗訴となっていると理解していますが、請求権と訴権というふたつの権利はどのような関係でしょうか。どこが矛盾していて裁判が負けたかまだよく理解できません。ナンセンスな論理だという風におっしゃっていましたが、どうしてそれが日本の強制連行裁判で通用していると思われますか、という方が一人。また、同様の趣旨、西松建設事件で最高裁は請求権の存在は認めるも、訴権は消失で門前払いになったがその関係が理解できない。政治的問題で裁判には馴染まないことなのか。もうひとつは、日本国はなぜ原告に謝罪・賠償をしたがらないのでしょうか。また、もうひとつはなぜ中国人の方々に訴権が認められなかったのはなぜでしょうか。同趣旨のご質問です。

請求権と訴権という問題は法律の基本的な問題ですが、通常はあまり問題になりません。通常の感覚では、請求権、たとえばある人がある人に対し、貸付金の返還を求める請求権を有していれば、任意に支払いをしない借主を被告として、裁判所に訴えて、借主は貸主に金〇〇円を支払えという判決をもらい、それでも任意に従わない場合には借主の財産に対して強制執行を行い、借主の財産の売却代金から貸付金を回収するということになります。

貸主の借主に対する貸付金返還請求権は、法律(民法)によれば、契約に基づいて 発生し、法的に存在することになります。しかし、借主が返済期限になっても任意に 返済しない場合には、貸主は裁判所に訴えて、勝訴判決に基づいて借主に任意に払っ てもらうか、あるいはそれでもない払わないときは借主の財産を差し押さえ、それを 競売にかけて売却代金から貸付金を回収し、自分の権利を最終的に実現することにな ります。

ここで、権利があるかないかという問題(権利の存否の判定)と権利をどのように 実現するかという問題の二つの次元があると考えられます。前者が実体法上権利があ るかどうかという問題、後者が裁判所に訴えて権利を実現できるかどうかという手続 法上の問題です。2007 年西松建設最高裁がいう請求権は前者にかかわり、訴権は後者 にかかわります。法律上権利は存在する、しかし裁判所に訴えて法律上の権利を実現 する手続法上の権利(これが訴権です)はない。西松建設最高裁判決は、このように 請求権はあるが、裁判所に訴える権利(訴権)がない場合もありうるという考え方を 前提に、サンフランシスコ平和条約、そして日中共同声明により、連合国及び連合国 に所属する個人、同様に、中国及び中国に所属する個人の日本国及び日本企業に対す る請求権はあるとしても、裁判所に訴える訴権は消滅したと判断しているわけです。

しかし、裁判所という仕組み、強制執行という仕組みが整っている現代にあって、 権利(請求権)はある、しかし訴える権利(訴権)はないといって、結局、権利(請 求権)の実現を拒否してよいのかという根本的な問題があります。請求権はあるけれ ど訴える権利はない、こういう理屈が今になって登場してくるのは極めて不思議です。 これはおそらく政治的な判断です。裁判所が中国人被害者の訴えを認めて、日本国政 府や日本企業の財産を強制執行するということになると、それはアジアの被害者個人 に大きく拡がってしまいます。そんな事態になったら日本国はどうなるのか。最高裁 判所というところは、法律の判断以外に政治的判断もするところです。判決の報道を 注意深く見れば、政治的判断をやっているんだなということがわかる場合があります。 請求権と訴権の問題はむずかしい問題ですが、私なりに理解したところは以上のとお りです。

次のご質問ですけど、そもそもなぜ最高裁の判決をほとんど覆せない仕組みになっているのかということです。これは、過去の最高裁判決、例えば 2007 年西松建設最高裁判決の請求権はあるが訴権は消滅したという判断を、その後の裁判所が覆すことができない仕組みになぜなっているかということだと思います。

現在の民事訴訟の実務では、最高裁判所が、ある事件で、ある法律を解釈して、それを適用して結論をだした場合、法律解釈の部分(この部分を「判例」といいます)については、他の裁判所が、他の事件で、同じ法律を適用することになった場合は、すでに出ている最高裁の当該法律の解釈の判断(判例)に拘束されるという扱いになっています。最高裁自身も別の事件で同じ法律を適用する場合には、先にした当該法律の解釈(判例)に拘束されます。

ただし、「憲法その他の法令の解釈について前に最高裁判所のした裁判」を変更することもありえます。その場合は、最高裁判所大法廷で判決しなければなりません(裁判所法 10条3号)。

2007 年西松建設最高裁判決の日中共同声明の解釈(請求権はあるが訴権はないという部分)は判例としての拘束力を持ちます。これを変更させるには、最高裁判所の 15人の裁判官のうち 8人の裁判官が日中共同声明は訴権を消滅させないという考え方になってもらう必要があります。すでに出ている判例を覆すことは極めて難しい、しかし不可能ではないということです。

もう一人のご質問は、既に判決が出た内容をその後賠償が認められることは可能なのかという質問です。これは、2007年西松建設最高裁判決の判例部分を覆して、損害賠償請求が認められるかという問題とその判例に拘束されて敗訴の判決が出たあとでも賠償が認められるかという問題の二つに分けて考えてみたいと思います。

まず前者の問題ですが、これについては、さきほど説明したように、最高裁が判例変更すれば、先ほどの高文声さん、あるいは李鉄垂さんの訴えは認められることになります。

次に後者の問題ですが、今回のように敗訴したとしても、高文声さん、あるいは李 鉄垂さんは、法律上は日本国に対する損害賠償請求権があるというわけですから、加 害者である日本国なり日本企業なりが、任意に賠償する方針をたて、被害者と協議し、 和解に至れば、賠償が認められるということになります。政治的決着ということで、 罪を認め謝罪する、賠償する、そういうことは十分ありうるわけです。現に、花岡事 件では鹿島建設と和解をしました。国も和解をすることはできるはずです。ドイツあ るいはカナダ、アメリカは一戦時中にカナダ・アメリカは在カナダ、在米日本人を収容

しましたけれど―それについて謝罪している。ドイツの場合は西ドイツの時代に 1960 年代の後半だと思いますけど、裁判官が率先して過去を反省するという司法改革があり、それとあいまってドイツ企業も被害者に対して謝罪・賠償するという事例があったわけです。なぜ日本だけができないのか、まだそういう問題が残されているということです。

### 樋口浩造

ありがとうございます。では続いて伯耀さん、お願いします。

### 林伯耀氏

いくつか質問があるんですが、あんまり答えられないです。一番僕が言いにくかったことが、ここにはたくさん書いてあるんです。私のレジュメの2ページ目に、ワイツゼッカー演説というのがあります。今の法律にしろ、こうした様々な人道政策にしる、やっぱりその国が、その社会が、どのようにして過去に向き合ってきたか、あるいは向き合おうとしているか、ということが決定的だと思うんです。それによって、制度や法律の運用がみんな変わってきている。ドイツはね、戦後ね、自らの過去のナチスのこうした誤り、それに対してやはり向き合おうとした。それはね、やっぱり日本と違うんだな。日本は戦後どうだったんだろうかと。皆さんご存じですか。第二次世界大戦でたくさんの人が死にましたね。日本自身も310万という犠牲を出しましたし、アジアも3000万以上の人たちが亡くなりました。それにどう向き合うかっていうこと。日本は過去の総括については、極東軍事裁判が出てくるんですね、戦後。それから、それに付随するいわゆるBC級裁判がありました。これは少なくとも過去に対して、ひとつの世界の良識から見た日本に対する歴史の清算だった。然しそれは非常に不十分でした。

まず、第一に、極東軍事裁判は当初から例えば天皇、別に天皇が死刑とかいうことではなくて、少なくとも何が過ちだったのか、何をどういう風に過ちを犯したのか。当時天皇は海軍と陸軍の統帥権を持ち、戦争に対して始めるにしても止めるにしてもあらゆる大権を持っていたんです。何で彼は最後まで戦争終結の意思を示さなかったのか。そういう風にさせたのは誰なのか。そして最初から極東国際軍事裁判から天皇は…免訴されましたね。それと同時に多くのA級戦犯が一これはおそらく様々な裏での地下工作があったと思うんですが一外されました。その典型的なのが、岸信介さん。この強制労働、中国人強制連行をやった張本人で、しかも東条内閣の時代の商工大臣だった。岸信介さんがA級戦犯から外されて、しかも彼はそのあと今度は、日本の首相になってしまった。これはアジアの人たちはびっくりしました。A級戦犯がなんで日本のトップの首相になるの。そういう日本社会は何ら変わっていない。非常に多くのアジアの人たちに不安を与えましたね。

ドイツはね、連合国によるニュルンベルグ国際軍事裁判以外に、戦後自ら戦犯を立件したんですよ。11の州の検事局が一緒になって、いわゆるナチス戦犯追及委員会<sup>11</sup> …ちょっと正確なのは忘れましたけど、そういう組織を作って、ドイツの中で様々な過去にこうしたナチスに協力したり、戦争犯罪を犯した人を何千近くも立件している。

<sup>11</sup> ナチス犯罪追求センター。1958年12月設置。

ドイツ人自身は自ら自分たちの過ちに対して真摯にぶつかった。

これは日本とは全く違うんですよ。日本はそういう形では過去に向き合わなかった。 しかもその時から聞こえてくる、あの戦争は自衛戦争だった、アジアの解放戦争だっ たなどと過去を賛美する、或いは侵略戦争であったことを否定する流れ。だからつい この春も、靖国神社に100人以上の国会議員が・・・。日本の国会議員は少なくとも日本 国民の代表です。全部で衆参入れて 700 人以上いますね。その中の多いときは 168 人、 4分の1、5分の1が行っているんですね。その中身は何かって言えば、靖国神社には A級戦犯、極東軍事裁判で絞首刑になった南京大虐殺事の責任を問われた松井石根と か、真珠湾攻撃の責任をとらされた東条英機とか、そういう戦犯が祀られた。そうい う人たちに対して、行って礼拝するんですね。それは何事か。私はある政治家に言い ました。あなたよくわからん。日本人は死んだらみんな同じなんだ。それだったら、 どうして家で、みんなで知らないところで、静かに死者を哀悼すればいい。なぜあの 靖国…みなさん靖国に行ったことありますか。靖国のあの大きな両方の灯籠には、中 国侵略者、アジア侵略者、そういう一連の彫刻が、あの大きい灯籠に両方ともつけて あるんですよ。あの中の遊就館、過去の日本は聖戦だったと、いっぱいそういう戦争 を賛美するそういう展示が書かれている。こんなところにわざわざ 100 人以上の、多 い時には170人以上の国会議員が参加する。過去がよかった、過去が美しかった。そ して今過去のこういう侵略戦争の話をすると、お前たちは自虐史観だと言われる。そ ういう風な日本社会、これはやっぱりね、過去にどう向き合ってきたかっていうこと だと思いますね。やっぱり、あらゆる機会を通じて、過去のあのような戦争は二度と あってはいけない。やはりアジアは本当に手をつないで共同して平和でやっていかな ければならない。そういう流れが出てこないのか。

今僕は日本社会が心配です。今にも中国と戦争しようとしている。いま日本と中国 の輸出入の合計だけでも30兆円、年間日本の一般会計予算が…100兆円ですか。ほぼ 3分の1を超えている。日中お互いに頼り合っている。日本の国家も社会も日本国民 も、この二国の経済交流から多くの利益を得ていると思うんですよ。でもその中国と いかにも今ね、日本はこれから戦争をしようじゃないかってね。そしてね、中国脅威 論。私から言えば全くフェイクニュースです。中国は脅威だと。中国は専制国家だと、 我々は自由と民主主義の共通の価値観を持ったアメリカや西欧と一緒になってやるん だ。しかも中国包囲網を日本が主導してやっているんですよ。歴史の事実に誠実に向 き合わないで、排外主義をあおる、現在の日本の政治家とメディアに私は恐怖を感じ ます。かって日本は「暴支膺懲」(暴れるシナを懲らしめろ)と言って中国大陸に兵を 送りました。今の雰囲気はその当時と同じです。また、「シナ人」といじめられた昔が 戻ってくるのではないかと…。私はね、非常に皆さんのこれからの責任は重いと思い ます。こういう風な日本の現在を作ってきた過去の政治家。私たち外国人もかつての アジアの民衆もやっぱり責任があるんです。そして二度とあの戦争に向かわないため に、どうすればいいのかをみんなで考えていかなければならないな、と。とても心配 ですよ。でも僕はもうすぐさよならですね。この時代に生きている、あなた方も含め てこの時代にいる、生きているみんながね、やっぱり次の世代に、あのような愚かな 戦争を二度と起こさないようにする、義務が私はあると思います。

ワイツゼッカー演説によく書いてますよ。私が生まれたときにそんなことはなかったんだと。だから過去の責任は持てない。だけどどうなのか、過去の罪は一緒には償えない。だけどどうなのかって言うとね、ワイツゼッカーはしっかり書いている人間は過ちを犯すんだと、また何をやるかわからない。過去に目をつぶる人は、現在にも目をつぶるんだと。未来にも目をつぶるんだと。そういうことを言っています。人間の弱さ、愚かさそれを語っていますね。どうか皆さん若い間に、せめて一度ポーランドに行ってください。アウシュヴィッツに。この中に行かれた方、どなたかいるかな。本当にね、是非一度行ってください。そこでね、多くのガス室で殺された女性たちの髪の毛の山とかね、靴の山とかね。そんなん見てたらね、人間っていうのはいかに愚かだという風に思います。やっぱり人間はその愚かさを繰り返しちゃいけない。国境を越えた他者の痛みや嘆きを知る人間になって下さい。人類はもっと偉大なものだと思うんですがね。私は思うのです、死んだ人はもう還ってこない。生きている者が叫び続けねば…と。なんだか脱線ばかりしましたが、以上です。質問はなんかいっぱいあったけど。もう、言いたいことはそれです。

### 樋口浩造

では田中先生いいですか。

### 田中宏氏

私に来た質問ではないようだけど、樋口さんの指示で私がやることになりました。「花岡事件などの中国人強制連行に対して、中国政府はどのような対応をしてきたのでしょうか。裁判の判決に対して中国政府から何か反応はあったのでしょうか。また中国でこの問題について裁判を起こすのは難しいのでしょうか」。それから、「花岡では朝鮮人も一部労働させられていましたが、朝鮮人労働者と中国人労働者が戦後に交流したり、花岡であった、花岡で働いていた朝鮮人労働者と中国人労働者が戦後に交流したり、市福に活動を行うといったことはあったのでしょうか」というのが質問です。

中国政府は、西松判決(2007年4月27日、最高裁判決、中国人敗訴)の時にコメントを出しています。最高裁判決は、日中共同声明の賠償放棄は「請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものでではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまると解するのが相当である」として、中国人敗訴の判決を言い渡した。

中国外交部報道官の当日の発言、「日本への賠償請求権を放棄したのは、両国人民の 友好と共存に着目して行った政治的判断である。…この条項を恣意的に解釈した日本 最高裁の行為に我々は強く反対する。日本最高裁が『中日共同声明』について行った 解釈は違法なものであり、無効である」と。また、中国で日本企業を訴えた訴訟がいくつかあるようですが、いずれも審理は行われていないようで、中国での裁判は実質 不可能とみるべきでしょう。

戦時下の「外国人の労務動員」は、朝鮮人、中国人、連合国(欧米人)俘虜、に大別されますが、3 者は別々に管理されており、およそ交流はなかったと思われます。 戦後、連行された中国人は、ほとんど 1945 年内に中国に帰還します。なお、BC 級戦 犯裁判の証人として日本残留を命じられた中国人は、裁判が終わると帰還します(1948年)。朝鮮人と中国人の戦後の交流ですが、中国人労働者が連れてこられた 4 万人と考えると、生存者はほとんど中国に帰ってます。ごく例外的に日本に残った人はいますけれど。戦後一緒に活動するってことはなかったと思います。

ただ何度か出てきたように、花岡の中国人の遺骨を、最初に見つけたのは、在日朝鮮人の金一秀さんです。それを華僑総会に連絡したんですかね?(林伯耀氏:華僑民主促進会)華僑民主促進会に連絡して、一緒に調査を始めることになります。さっき映った中国人の遺骨送還のビデオありますね。東京・浅草の遺骨を抱いたデモ行進のシーンとか、あるいは天津に遺骨が着いたときに廖承志さんが出迎え、追悼集会のシーンもありましたね。あの中に、あの遺骨を送るときに金一秀さんが一緒に行っています。そういう点では、ある種の交流があったということもできます。

質問とはちょっと違うんだけど、紹介しておきます。日本政府の、「労務動員計画」一戦争末期になって労働力が足りないので、白人の捕虜、連れてきた中国人、それから朝鮮人、それを毎年どれくらい確保するかを「労務動員計画」として閣議決定しています。ところが欧米人捕虜、朝鮮人、中国人と、それぞれ違うところがあるんですね。

欧米人は国際条約を「準用」して対応するので、その詳細な資料があります。中国人はそれほどではないが、日本で亡くなった人の氏名はほぼ判明しています。花岡の「中国殉難烈士慰霊之碑」の大きな碑の裏面には、花岡の地で亡くなった人の名前が全部刻んであるんです。遺族の人が来られると、ここにあなたのおじいさんの名前が刻んであると示して、触ることが出来るんです。西松の話が出ましたけれども、西松の広島は 360 人連れていかれたんです。西松和解が成立して、「安野 中国人殉難の碑」が建立され、その両脇の石碑には、連行された中国人の名前が刻んであります。

ところが、朝鮮人で日本で強制労働させられた人は、大体 70 万人と言われます(中国人は約4万人)が、その現場はどこで、それぞれに何人が投入され、何人が亡くなったかの資料はないようです。それから、中国人に関連しては、花岡と大阪築港だけですが、日本側が戦争犯罪を問われ、有罪とされます。しかし、朝鮮人に関連して、日本側が戦争犯罪を問われたことは皆無です。

何が言いたかというと、中国人については慰霊碑に名前が刻まれています。ところが朝鮮人の慰霊碑もありますが、私の知る限り、そこで亡くなった人の名前が刻まれているものはないようです。日本政府は、中国人については連合国ですから、詳細な調査をせざるを得ないと考えたのです。それが『外務省報告書』として残っているわけです。ところが朝鮮は、日本によって地球上から消された国で、政府もないし、戦争に勝った・負けたの関係にもないとされます。調査を日本政府はやってない、やる必要がないと思ったんでしょうね。だから同じように強制労働をさせられても、そこが大きく違うんです。国がなくなるってことが、どれほど深刻な事態をもたらすかということです。

#### 樋口浩造

全員もう一言ずつしか言えないけど。

#### 田中宏氏

私は、今までの発言で十分です。

### 樋口浩造

じゃあ中島さん

### 中島光孝弁護士

続けて中島の方から…。これは全員に対してのご質問ということですけれども、21世紀に生まれた若者の国の過去への向き合い方、心の在り方はどうあるべきなのでしょうかという質問です。また中国のみならず韓国や東南アジア諸国の戦争を体験していない若者たちとの交流について、どういう気持ちや行動をすべきだと思われますかという質問です。

私は戦後生まれです。弁護士になったときに、すぐにフィリピンの「従軍慰安婦」訴訟の代理人ということで、フィリピンに何回か行って「慰安婦」(性奴隷)にさせられた女性たちの話を聞くことがありました。その時に、先ほどのご質問にありますように、どういう気持ちで女性たちの話を聞くのかということは随分悩みました。謝罪の気持ちをもって聞くべきなのか、それともそうしたこととは全く無関係に聞くべきなのか。弁護士として訴訟を進めていくうえで、客観的な事実を冷静に聞いてきちんと主張していくべきなのか、いろいろ迷うところもありました。結論は特に出ていませんけれども、迷うところは迷っても仕方がないという風な気持ちです。しかし、事実についてはきちんと聞き取ってそれを自分なりに確認する確定していくということが必要ではないかと思います。むやみに謝罪しなければならないという気持ちをもって、むやみに謝罪するなどということはむしろ相手に対して失礼だという風に私は思っております。事実に関してはきちんと聞く、私も皆さんも知らないことはまだいっぱいあるわけですので、事実についてちゃんと聞いて知る。そのうえできちんと向き合っていくことが必要ではないかと思います。

(たなか ひろし/一橋大学名誉教授)

(りん はくよう/旅日華僑中日交流促進会代表)

(なかじま みつたか/大阪・花岡中国人強制連行国家賠償請求訴訟弁護団)